

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

新町支石墓群は糸島市のシンボルでもある可也山に隣接しており、墓の主軸や副葬小壺の方向性などから、可也山を意識して墓群が形成されたと想定されている。この史跡の保存・活用・整備にあたっては、史跡指定地に限定することなく地域の貴重な資源としての史跡景観の保全も含めて、地域と連携しながら取り組む必要がある。

なお、史跡の保存・管理は管理団体としての糸島市が行うが、すでに史跡清掃や新町展示館の管理等を地元行政区に委託するなど、地域と連携した取り組みを実施している。今後も地元行政区との連携を継続・強化し、良好な協力関係の下、適正な管理を行う。

また、市の都市計画・農林水産・道路等維持管理の関係部局との調整を図るとともに、国・県と連携した取り組みも必要である。

第2節 方法

(1) 運営

- 1) 糸島市は、文化財保護法を適正に運用するとともに、管理団体として文化財保護の専門職員からなる体制の下、史跡の維持管理を徹底する。
- 2) 本計画の保存・活用・整備の内容及び事業計画に基づき、地域住民や関係部局等と情報を共有しながら運営を行う。また、史跡の公開・活用については、地元行政区やボランティアなどの各種団体との連携に努める。

(2) 体制

1) 糸島市文化財保護委員会

新町支石墓群の適切な保存・管理について、糸島市文化財保護委員会は糸島市から史跡の保存・管理等に関する経過報告等をうけ、指導・助言を行う。

2) 糸島市

新町支石墓群の管理団体である糸島市は、新町支石墓群の保存・管理を行う。その一部である史跡の清掃や新町展示館の管理などは行政区と連携して行う。また、年に2回開催される糸島市文化財保護委員会に、維持管理に関する経過報告を行い、史跡の適切な保存・管理に対する指導・助言を仰ぐ。なお、整備に際しては、国・県の指導・助言の下に行う。

3) 地元行政区・ボランティア

地元行政区は糸島市と協力して新町支石墓群の清掃や新町展示館の管理、イベント等を行うことで、地域への誇り、愛着を醸成する取り組みのひとつとする。また、新町支石墓群を活動の舞台とするボランティアを育成し、来場者へのガイドや清掃活動、イベントの補助などへの参加を促す。なお、史跡や展示館の毀損等を確認したときは、速やかに糸島市に連絡する。

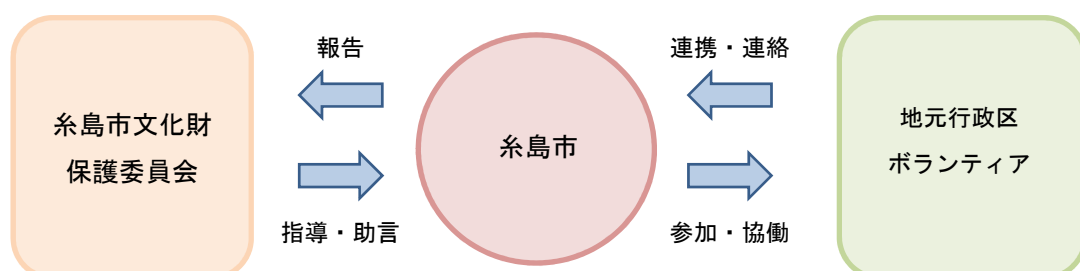


図9-1 体制